年旧措置法第68条の59第１項」に、「租税特別措置法施行令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号。第６号において「令和２年改正令」という。）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同第五号中「場合」の次に「又は法人が令和２年改正令第１条の規定による改正前の法人税法施行令（以下この号において「令和２年旧令」という。）第96条第８項（貸倒引当金勘定への繰入限度額）の規定により同条第６項に規定する貸倒実績率を計算する場合」を加え、「同項第２号」を「令第96条第６項第２号又は令和２年旧令第96条第６項第２号」に改め、同号を同第六号とし、同第四号中「同法」を「令和２年旧措置法」に改め、同号を同第五号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

4	「連結完全支配関係又は完全支配関係がある他の法人に対する売掛債権等の額」	㉓

除く。）にあつては「連結完全支配関係又は」を消し、その他の事業年度又は連結事業年度にあつては「又は完全支配関係」を消すこと。

別表十四㈠の表中	「所得金額仮計（別表四「25の①」＋「26の①」）」	を	「所得金額仮計（別表四「26の①」）」	に、	「期末の資本金等の額（別表五（一）「36の④」）（マイナスの場合は０）」
の額	「期末の資本金等の額又は資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額（別表五（一）「36の④」）又は（別表五（一）「32の④」＋「33の④」）（マイナスの場合は０）」	を	「期末の資本金等の額の月数換算額の$\frac{3.75}{1,000}$相当額 ⑾×$\frac{3.75}{1,000}$」	を	「期末の資本金等の額又は資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額の月数換算額の$\frac{3.75}{1,000}$相当額 ⑾×$\frac{3.75}{1,000}$」
「所得金額仮計（別表四「25の①」）	に、	「所得金額仮計（別表四「26の①」）	を	「所得金額仮計（別表四「26の①」）	に改め、同表の記載要領第１号中「含む。）」の次に「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第４号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法第37条（寄附金の損金不算入）（租税特別措置法第66条の11の２第１項又は第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の１号を加える。

4	「期末の資本金等の額又は資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額（別表五（一）「36の④」）又は（別表五（一）「32の④」＋「33の④」）（マイナスの場合は０）」	⑽

に規定する旧事業年度（以下この号において「旧事業年度」という。）を除く。）にあつては「（別表五（一）「36の④」）又は」を消し、同日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）にあつては「又は（別表五（一）「32の④」＋「33の④」）」を消すこと。

別表十四㈡の記載要領第１号中「、法人が法」の次に「第61条の11（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。第３号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号及び第３号において「令和２年旧法」という。）」を加え、「連結法人が法」を「連結法人が令和２年旧法」に、「（法）を「（令和２年旧法」に改め、同第五号中「が令」の次に「第122条の12第６項又は令和２年旧令」を加え、同号を同第六号とし、同第四号中「第65条第11項又は」の次に「令和２年旧措置法」を加え、「同法第65条第10項又は」を「租税特別措置法第65条第10項又は令和２年旧措置法」に改め、同号を同第五号とし、同第三号中「法第61条の13第１項に規定する」及び「（以下この号において「譲渡損益調整資産」という。）」を削り、「生じた令」の次に「第122条の12第４項各号又は令和２年旧令」を、「又は」の次に「令和２年旧措置法」を加え、同号を同第四号とし、同第二号中「、法」の次に「第61条の11第２項から第４項まで又は令和２年旧法」を、「、令」の次に「第122条の12第４項第３号、第４号、第６号若しくは第７号（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（次号及び第６号において「令和２年旧令」という。）」を、「）若しくは」の次に「令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（次号及び第５号において「令和２年旧措置法」という。）」を加え、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の１号を加える。

２　通算法人が法第61条の11第１項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する譲渡損益調整資産（以下この号及び第４号において「譲渡損益調整資産」という。）の譲渡が同条第８項に規定する他の通算法人の株式又は出資の当該他の通算法人以外の通算法人に対する譲渡であるときは、当該譲渡損益調整資産については、「⑿」から「㉖」までの各欄は、記載しないこと。